

(抜粋)

要 望 書

令和6年7月

指定都市教育委員会協議会

1 教職員配置の充実改善

学校教育の一層の充実を図るため、大都市における特有の事情を御勘案のうえ、次の事項について特段の御配慮をお願いします。

(1) 義務教育費国庫負担制度の在り方

義務教育費国庫負担制度については、公立義務教育諸学校の教職員の給与費が義務教育の根幹を支える重要な事項であることを十分に踏まえ、地域の実情に応じたより効果的な教育が展開できるよう、地方に負担転嫁することなく、その所要額全額について、適切な財政措置を講じられたい。

(2) 教職員定数の更なる改善

いじめ等の課題や基礎学力の向上など個に応じたきめ細かな指導を実現し、新学習指導要領に基づく教育活動を着実に実施するほか、GIGAスクール構想によるICT化や小中一貫教育の推進等に適切に対応するためには、教職員定数の改善が不可欠である。学級編制の標準については、令和3年度より小学校第2学年から学年進行により段階的に35人に引き下げるものとなったが、さらなる学級編制の標準の改定に向けて、小学校における改定に加え、将来を見据えた採用計画とするため、中学校において35人に引き下げる改定を早期に決定するとともに、これらの改定にあたっては他の加配からの振替によるものがないよう進められたい。

また、インクルーシブ教育システムを推進する観点から、通常学級において、特別支援学級の児童生徒が学ぶ機会が飛躍的に増加しており、通常学級の学級編制にあたっては、特別支援学級の児童生徒を加えて学級編制されたい。

なお、その際、次に掲げる定数措置等を実施されたい。

ア 副校長、主幹教諭、指導教諭の配置状況改善のための、国における配当の充実及び基準の明確化・定数化

イ 学習指導上、生徒指導上又は進路指導上特別の指導（一人一人の児童生徒の実情に応じたきめ細かな対応）が行われる場合に措置される「児童生徒支援加配」の増及びいじめ・不

登校への早期対応をはじめ、児童生徒が抱える諸問題の解決に資するための、児童生徒への指導や支援、家庭・地域・関係機関との連携等を専任する教員の全小中義務教育学校1名以上の加配定数の確保

ウ 小学校における教科担任制の導入・専科教員による指導の充実や各都市で行われている少人数学級編制を更に充実するための加配定数の確保

エ 外国語教育の充実に向けた小学校英語専科教員の全小学校への配置が可能となる加配定数の拡充及び定数措置基準（24コマで1人）の緩和並びに英語専科教員の英語力の要件の緩和

オ 少人数指導、習熟度別指導、ティーム・ティーチングなどのきめ細かな指導等を行うための指導方法工夫改善加配の基礎定数化の拡充

カ 特別支援教育コーディネーターの専任化を進め、教育的ニーズのある全ての児童生徒への早期対応や、教育相談・療育機関等の関係諸機関と適切に連絡・調整するなどの包括的な対応により、総合的に特別支援教育を充実するための、各学校1名の加配定数の確保

キ 授業時間数が増加したことに対応するための定数の改善

ク 初任者研修指導教員の定数措置の改善（初任者4名につき指導教員1名の割合での定数措置）や教育センター等における研修定数の拡充、養護教諭等の増員、栄養教諭及び学校栄養職員の一層の定数改善

ケ 栄養教諭が、共同調理場の給食管理と受配校における食に関する指導と一体的なものとして展開し、受配校における食に関する指導を一層充実させ、年々増加している食物アレルギーを有する児童生徒等の個別指導をきめ細かに行うための、共同調理場の食数規模や受配校数に応じた配置基準の改善

コ 小中一貫教育の利点を活かした教育活動が可能となるよう、義務教育学校や中学校併設型小学校・小学校併設型中学校はもとより、小中一貫教育に取り組むその他の学校に対しても、教職員定数の加配措置及び外国語をはじめとする小学校高学年における専科教育の充実や、小・中学校両教育課程に携わる教員の負担軽減等のための標準法改正を含めた教職員定数

の確保

- サ 不登校児童生徒等を対象とする特別の教育課程を編成して教育を実施する学校において、児童生徒にきめ細かな指導を行うための加配教員の確保
- シ 学校事務職員が学校における総務・財務等の専門性等を活かし、管理職を補佐して学校運営に関わることができるようにするための定数措置の一層の充実
- ス 基礎定数化された通級指導担当教員や日本語指導担当教員、初任者研修担当教員の定数積算に係る対象要件の緩和や配当基準の改善
- セ 少人数、個別指導、多言語対応など個別の状況に基づき定数を充実されたい。特に、不登校児童生徒のための教育施設や、夜間中学については、少人数教育が必要であるため、学級編制基準の特例を設けるなど実態に合った財政措置及び定数配当の充実に図られたい。

(3) 教員の給与改善

教育水準の維持向上には、優れた教員の確保が不可欠であること、また、教員の大量退職により教員の確保が一層困難になること、更に、優秀な人材が必要な数だけ確保できなければ、結果的に教育水準の低下を招くこと等を踏まえ、高い専門性と職責の反映である教員給与の優位性を定めた人材確保法の趣旨を踏まえた適切な給与制度を至急確立されたい。

特に、教職調整額の見直しや新たな手当の創設等、現在の教員の勤務実態に見合った制度への見直しを早急に行うとともに、必要な財政措置を講じられたい。

さらに、教育現場において重要な役割を担っている臨時的任用教員が不足している現状を解消するため、地域の実情に応じた臨時的任用教員の処遇改善を図るための特例交付金や新たな手当等を早急に創設するとともに、必要な財政措置を講じられたい。

また、教員の給与水準は、給与負担等の指定都市への移譲に伴い、各指定都市が決定することとなったが、教員の給与制度の根幹については、法定されているところである。今後更なる教員の給与制度の改善に向け、教育の機会均等と教育水準の維

持向上の観点から、次の事項に配慮しつつ、一定の指標ないし基準を策定されたい。

ア 管理職手当の改善

イ 教員特殊業務手当の改善

特に、児童又は生徒に対する緊急の補導業務及び児童又は生徒の負傷・疾病等に伴う救急の業務に係る手当の支給要件の緩和

ウ 給料月額の改善

(4) 県費負担教職員の給与負担等の移譲後における財政措置

県費負担教職員の給与負担等が道府県から指定都市へ移譲されたことに伴い新たに発生した人事・給与事務等について、引き続き現行の教育水準を安定的に維持するために、必要な体制の整備・確保に要する財政需要があることから、国庫負担を行った上で、各都市の実情を考慮し、必要に応じて財政措置を講じられたい。

(5) 日本語指導が必要な児童生徒への教育の充実

今後、公立学校に在籍する外国人児童生徒等の更なる増加が予想される現状において、日本語指導が必要な児童生徒の受入れから卒業後の進路までの一貫した指導・支援体制充実のため、日本語指導担当教員の定数加配措置の充実並びに基礎定数化に伴う対象要件の緩和及び配当基準の改善を図られたい。

また、外国人児童生徒等とその保護者が日本の学校生活について十分理解できるように母語で支援ができる支援員や、地域での学びを支える学習支援員の配置等に加え、外国人児童生徒等の母語・母文化の保持と伸長を推進する場の提供や支援員の配置等について、適切な財政措置を講じられたい。

さらに、初期指導等を行う拠点施設におけるICTを活用した日本語学習が行えるよう、機器及びコンテンツの導入経費のための財源措置の充実を図られたい。

(6) 障害のある教員への指導時数等軽減措置の制度化及び法定雇用率の達成に向けた体制づくり

障害のある教員に対し、必要に応じて指導時数等の軽減が図

られるよう、財政措置を講じられたい。

また、法定雇用率の達成に向けた体制づくりが図られるよう、教職員定数の確保を講じられたい。

(7) 補習等のための指導員等派遣事業

教育支援体制整備事業費補助金（補習等のための指導員等派遣事業）について、学校教育活動の一層の充実に向け、国庫補助率の嵩上げ及び国庫補助基準額の引上げを図られるとともに、民間事業者を活用した人員配置及び指導員の研修やコーディネーターの配置、地域人材（報償費による有償ボランティア）に係る経費についても補助対象を拡大するよう、更なる財政措置の拡充を図られたい。

2 学校における働き方改革の推進

令和元年 12 月に公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法が改正され、教育職員の時間外在校等時間の上限が示されたことに伴い、各地方公共団体においても教育職員の業務の量の適切な管理等を行うため、条例、規則等の整備が求められたところであります。

教育職員の健康及び福祉を確保し、学校における働き方改革を推進するに当たり、次の事項について特段の御配慮をお願いします。

(1) 部活動指導員や教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）、スクールロイヤー等の配置など教員の負担軽減のための施策について、配置の拡大や都市部の実態を踏まえた補助基準額の引上げ及び補助率の嵩上げ、兼職兼業により必要となった割増賃金、補助制度の創設、人材派遣・外部委託・地域人材（報償費による有償ボランティア）を活用した事業等の補助対象を拡大するなど、各地域の実態に応じた多様な運営手法を選択し得る制度となるよう、より一層の財政措置を講じられたい。

特に教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）については十分な財源を引き続き確保するとともに、補助率の嵩上げなどの財源措置を講じられたい。

(2) 少人数学級の拡充、専科指導及び少人数指導の充実など教職員定数の改善を図るとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーをはじめとする専門家を教職員定数として算定し、国庫負担の対象として位置づけられたい。

(3) 大量退職・大量採用が続く中、産前産後休暇取得者、育児休業者（育児短時間勤務者を含む）、介護への配慮が必要な教職員や再任用教職員などが増加傾向であることを踏まえ、働きやすい環境づくりを進めるための措置を講じられたい。特に、育児休業者の代替措置として正規教職員を充てた場合にも、義務教育費国庫負担金の算定基礎定数に含めることや、年度途中で出産休暇等を取得する教職員の代替者を年度当初に任用した場合

4 義務教育施設等の整備促進

学校規模の適正化を図り、安全で良好な教育環境を確保するため、義務教育施設等の整備に要する経費は、依然として膨大な状況にあります。このため新增改築事業や老朽化対策事業など、児童生徒の学習環境の改善を図り、また、災害発生時に避難所としての機能を果たすべき学校施設の防災機能を強化することは喫緊の課題であることから、耐震性能向上や防災機能強化に対する制度を充実させるなど、次の事項について特段の御配慮をお願いします。

なお、平成 27 年度以降、国における施設整備費予算の大幅な不足により、地方自治体が計画する交付金事業において交付金採択がなされず、事業の取止めや地方の財政負担の増加が発生しており、計画的な施設整備に多大な支障が生じています。

施設整備費関連財源としては、「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」のための事業に対して、重点的な財源措置がなされており、この事業に該当しない事業に対する財源は、地方が必要とする事業量に対し、国における施設整備費予算が大幅に不足しているところです。

大阪府北部の地震に伴う学校の組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀（以下「ブロック塀等」という。）の安全点検、改修や撤去の費用や近年の夏場の暑さに対する空調整備は、平成 30 年度第 1 次補正予算において特例交付金が創設されたが、時限措置のため全校分は活用できなかった自治体が多くあることから、令和 7 年度以降についても、地方が計画的に施設整備に取り組むことができるよう、計画事業量に見合う財政措置を確実に図っていただいた上で、地方が計画している時期に円滑に施工できるよう、事業採択時期を早期化し、速やかな交付措置をお願いします。

（1）新增築国庫補助事業量の確保

新增築事業について、学校規模適正化促進のため、計画事業量に見合う国庫補助予算額の確保、事業採択時期の早期化、整備の実情に応じた国庫補助単価の引上げ及び国庫補助率の嵩上げを図られるとともに、教育内容・教育方法等の変化に対応した整備が行えるよう、必要面積の拡大及び「統合校の保有面積」

ところであるが、令和7年度までの時限措置であり、それまでに対応できない自治体もあることから、自治体が計画的に改修していくことができるよう、今後も必要な財源措置を図られたい。

その他、防災備蓄倉庫の整備等の工事については、屋内設置の場合も補助対象にするとともに、基本額（下限額）の更なる引下げを図られたい。

加えて、土砂災害警戒区域に指定されている学校施設の土砂災害対策工事に要する経費についても、国庫負担・補助の対象とされるよう補助制度の構築を図られたい。

（４）災害復旧費負担金事業における手続きの簡素化について

自然災害により被災をした自治体においては、学校施設等の安全確認及び避難所の運営、児童生徒の教育環境の確保から被災した施設の復旧に至るまで、膨大な業務が発生し、職員のマンパワー不足が大きな問題となったが、中でも、災害復旧費負担金を受ける際に必要となる、被害を立証するための詳細な写真（被災状況の証拠保存）の確保や工事費の積算など、事業計画書作成が大きな負担となった。

今後、大地震や津波など広範囲に影響する災害の場合には、児童生徒の学習環境や施設の速やかな機能回復を最優先にするため、災害復旧事業における事業計画作成や実績報告等の事務に係る手続きを大幅に簡素化するなど改善を図られたい。

（５）老朽化対策の推進及び大規模改造事業の拡充

施設の老朽化に伴う改築事業及び長寿命化改良事業への対応が膨大であるとともに、トイレ改修や空調・エレベーターの設置などの質的整備事業について、空調整備は平成30年度第一次補正予算での特例交付金で、トイレ改修は「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」及び「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」により財源措置されたところではあるが、いずれも時限措置のため、全校分は活用できない自治体が多くある。これらの事業は計画的に事業を実施していく必要があることから、計画事業量に見合う国庫補助予算額の確保、国庫補助単価の引上げ、算定割合の嵩上げ及び基本額（下

限額)の引下げを図られたい。特に、空調については、今後、大規模な更新の時期を迎える自治体が増加することが見込まれるため、特例交付金で対象とならなかった施設や空調機器の更新への財政支援を図られたい。

また、地方自治体が策定した個別施設計画に基づいて実施する、内部のみの改造、設備更新等既存学校施設に付随する設備の老朽化対策や初期費用の軽減、財政負担の平準化及び整備期間の短縮を可能とするリースを活用した整備についても補助事業とするなど、制度の拡充を図られたい。さらに、老朽化に伴う改築事業及び長寿命化改良事業等に係る工事を行う場合、仮設校舎の建設における経費を含めた十分な補助単価としたり、仮設校舎設置に係る補助要件の緩和を図る等、併せて制度の充実を図られたい。併せて、児童生徒数の減少等により不要となった老朽化施設の減築又は解体の工事に係る新たな補助制度を構築されたい。

さらに、高等学校についても必要な財源措置の拡充を図られたい。

(6) 公立小中学校等施設のバリアフリー化の促進

障害のある児童生徒や避難所の開設時における高齢者、障害者等の利用に支障が生じることのないように学校施設のバリアフリー化を進めるため、令和2年12月に文部科学省から「公立小中学校等施設のバリアフリー化に関する整備目標」が示されたところである。これに対し、令和3年度から補助の算定割合が引き上げられたものの、地方自治体の事務量が増加するとともに多額の経費が発生することから、基本額(下限額)の撤廃や補助単価の引上げなど、更なる制度の充実を図られたい。

(7) 学校体育施設等の整備促進

計画事業量に見合う国庫補助予算額の確保及び補助単価の引上げ、交付金の算定割合の嵩上げを図られたい。

武道場の整備については、現行の学習指導要領の実施に伴う補助率の嵩上げが平成25年度までで終了しているが、再度、補助率の嵩上げ措置を図られたい。

学校プール整備事業については、新たにプール改修を補助対

6 特別支援教育の振興

インクルーシブ教育システムの構築を目指し、特別支援教育の充実が求められる中、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が平成 28 年 4 月から施行されたことを踏まえ、障害のある幼児児童生徒の学習・生活上の困難の解消と社会的自立、また、共生社会の実現を目指し、学校教育や生涯学習活動等における様々な障壁解消に向け、合理的配慮や基礎的環境整備の円滑な実施のための財政措置をはじめ、次の事項についての特段の御配慮をお願いします。

(1) 特別支援学校の学級編制及び教職員配置等

特別支援学校の学級編制及び教職員配置については、在籍児童生徒の障害が重度・重複・多様化し、また、増加している現状のもとでも、よりきめ細かな教育を推進していけるよう、定数配置基準の見直しを行うなど、十分な定数措置の改善を図られたい。

更に、子ども一人一人の教育的ニーズに応じた教育の拡充のため、新たに理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、医療的ケア看護職員及び特別支援教育支援員の定数措置を講じられたい。

(2) 特別支援学級の定数措置の改善

集団適応が難しい児童生徒を受け入れている特別支援学級、とりわけ自閉症・情緒障害特別支援学級に在籍している行動障害を伴う児童生徒が増加している現状のもとでも、一人一人のニーズに応じたきめ細かな指導を推進していけるよう、障害の区分ごとに各学年の児童又は生徒の数を 8 で除した数を標準学級とする国の配置基準の緩和を図られたい。

また、病気療養中の児童生徒の教育保障のため、病院内の病弱・身体虚弱特別支援学級や訪問学級に係る定数措置については、他都市在住の児童生徒が多いことを踏まえ、また、中学校の教科及び高校生への指導の充実を図る観点からも、改善を図られたい。

用エレベーターの設置や渡り廊下の整備など、バリアフリー化を図るための施設整備について、財政措置の一層の充実を図りたい。また、建築計画の追加を認めないなど、地方自治体の予算編成に大きな影響を与える採択方針の変更がある場合は、十分な事前周知を図りたい。

(6) 特別支援教育就学奨励費の拡充

障害の重度・重複化等により、特別支援学校等に就学する子どもを持つ保護者の経済的負担は大きくなる傾向が強まっている現状に鑑み、これらの学校等への就学に必要な経費について補助を行う特別支援教育就学奨励費の拡充を引き続き図りたい。

また、特別支援学校において、スクールバスや公共交通、自家用車による通学が困難である医療的ケアの必要な児童生徒等は、タクシー通学を余儀なくされている。一部の都道府県では就学奨励費が支給されているが、指定都市の判断で支給が認められるよう、支給基準の明確化や都道府県への働きかけ等の策を講じられたい。

更に、特別支援学級及び通常の学級における児童生徒本人の交通費については、所得に応じて補助割合に差が生じており、保護者等の付添いに係る経費については、補助対象外であることから、特別支援学校と同様の取扱いとなるよう、適切な財政措置を図られたい。

(7) 補助教員等の適切な配置の施策、財政措置の充実

幼・小・中・高等学校の通常の学級に在籍する障害のある幼児児童生徒に対して、特別支援教育の支援体制の整備を一層推進するとともに、特別支援教育に関する幅広い支援を行うため、補助教員、特別支援教育支援員及び学習支援員の適切な配置に係る諸施策及び財政措置の更なる充実を図られたい。

特に、特別支援教育支援員の配置に係る経費については、現在は地方交付税により財源が措置されているが、必要な人員を確実に確保することができるよう、国庫補助制度の対象とするなど、見直しを図られたい。

- (8) 教科用特定図書等の普及に関わる財政措置の充実
「発達障害等に対応した教材等の在り方に関する調査研究事業」を踏まえ、発達障害その他の障害のある子どもについても教科用拡大図書やデジタル教科書等の無償給与など、教科用特定図書等の普及に関わる財政措置を充実されたい。
- (9) タブレットの導入、ICT活用指導力向上のための財政措置
タブレット型コンピュータ等を授業の中で活用することは、障害のある児童生徒にとって、学習内容の理解の促進やコミュニケーションの補助などの面で有効であることが実証されていることから、特別支援教育における指導者用タブレット型コンピュータなどの導入経費や教員のICT活用指導力向上のための財政措置の充実を図られたい。
- (10) 学校と学校をとりまく企業等との連携・協力体制
特別支援学校高等部等に在籍する生徒の社会参加の促進と就労支援を充実させる観点から、学校と学校をとりまく企業等との連携・協力体制を構築するための諸施策を講じられたい。
- (11) 発達障害のある生徒の進学先に関する関係法令の整備
中学校における通常の学級・自閉症・情緒障害特別支援学級を卒業する、知的障害を伴わない発達障害のある生徒の進学先として、特別支援学級、通級指導教室、専門学科等の「多様な学びの場」を高等学校に確保するため、十分な教職員を配置できるよう、必要な財政措置を講じられたい。
- (12) 医療的ケアが必要な児童生徒への対応
重度・重複化する医療的ケアの必要な児童生徒への対応について、平成31年3月20日付文科省通知「学校における医療的ケアの今後の対応について」を踏まえた医療的ケア実施体制を整備するため、学校への医療的ケア看護職員配置に対する財政措置の更なる拡充を図られたい。
- (13) 特別支援学校の教室不足解消に関する補助事業の制度拡充
特別支援学校の教室不足解消について、今後も高等部をはじ

7 学校教育の振興充実

学校教育の振興充実を更に図るため、次の事項について特段の御配慮をお願いします。

(1) 義務教育教科書の無償給与の堅持

国庫負担による義務教育教科書の無償給与の堅持を図られたい。また、無償給与の対象にデジタル教科書も加えられたい。

(2) 就学援助費に係る財政措置の充実等

義務教育を円滑に実施するため、また、就学援助費が指定都市財政の大きな負担となっている現状に鑑み、就学援助費に係る財政措置の充実、医療費援助対象疾病の拡大等その拡充を図られたい。

また、地方が国の要請により、生活扶助基準の引下げを就学援助基準に反映させることなく、引下げ前の基準を維持した場合には、それに対する十分な財政措置を講じられたい。

なお、国において要保護児童生徒援助費補助金の見直し等を行う際には、地方自治体において準要保護世帯に対する就学援助制度の在り方について十分に検討する期間を確保できるよう、速やかな情報提供等に努めるとともに、多くの自治体が準要保護世帯への支給基準としている現状に鑑み、新入学学用品費等単価について、生活保護の入学準備金と同額に改定を図られたい。更に、現状において格差のある項目や援助費単価を大幅に増額される項目について、準要保護世帯に対しても要保護世帯と同等に援助できるように財源措置を講じられたい。

また、就学援助は、学齢簿編成と合わせて就学事務として自治体情報システムの標準化の対象であり、令和7年度末までに国が定める標準仕様に適合した標準準拠システムへの移行に向けて円滑に進められるよう、速やかな情報提供及び住民の利便性向上や自治体職員の負担削減につながる弾力的な運用を図られるとともに移行に対する十分な財政措置を講じられたい。

末等GIGAスクール構想実現後の運用体制に見合った財政措置とされたい。

更に、校務系・学習系のネットワーク統合の実現には、校務系システムをクラウドの活用と高度なセキュリティ対策のされた構成に移行することが必要であることから、その経費について財政措置を講じられたい。なお、その制度設計にあたっては、クラウド特有の利用者数に応じた料金体系とするなど、負担の実態に合わせたものとされたい。

なお、契約期間等により実現までの期間は自治体のおかれた状況により異なることから、過渡的な取り組みとして、クラウドによらない「校務系・学習系ネットワークの統合」や「ダッシュボード機能の構築・運用」などについても十分な財政措置を図られたい。

(8) 伝統文化の体験活動等推進に係る財政措置

児童生徒に対する伝統文化の体験活動等の推進に必要な財政措置を図られたい。

(9) 国際化・外国語教育への対応

ア 日本の高校生の海外留学、外国青年招致事業、中・高等学校における英語担当教員の海外派遣研修、国際理解教育等の予算を削減することなく、更なる充実を図られたい。

イ 小学校外国語活動の指導のため、「学習指導要領対応小学校外国語活動教材 Let's Try!」の継続配布など、教材整備の一層の充実を図られたい。

また、児童生徒の英語力向上及び国際理解教育に効果的であり、重要な役割を果たしているALT（外国語指導助手）及び英語が堪能な地域人材等の指導者のさらなる活用が求められていることを踏まえ、その人材確保のため、JETプログラム（語学指導を行う外国青年招致事業）以外の民間事業者を活用したALTや直接任用によるALTの任用に係る新たな財政措置を講じられたい。とりわけ、小学校高学年における外国語科については、教科担任制や専科制などの指導体制の構築や教員の負担軽減の観点から、教員定数の改善や加配措置を講じられたい。

ウ 国際社会で活躍できるグローバル人材の育成には、文部科学省による「各資格・検定試験とC E F Rとの対照表」に示される各資格・検定試験等の外部指標を活用して、児童生徒一人一人の英語力の達成度を確認し、今後の学習指標を把握することが必要であることから、児童生徒の英語能力検証について、外部指標実施経費に係る財政措置を講じられたい。

(10) いじめ、不登校、虐待等の課題を抱える児童生徒への対応

いじめや不登校等の課題を抱える児童生徒に対応するため、いじめ対策等総合推進事業のほか、家庭・地域との連絡調整などコーディネーターとしての役割を担う職員の配置も含めた教育相談機能充実のための諸施策を拡充するとともに、地方の負担を増加させることなく、配置内容に応じた適切な財政措置を講じられたい。

また、学校ネットパトロール等を実施する自治体などへの支援のため、継続的かつ十分な財政措置を講じられたい。

加えて、専門的な支援が必要な相談等に対応するために配置されるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの外部専門家と教職員との連携した取組を更に推進するために、活用事業に対する国庫補助率の嵩上げ及び補助単価の引上げを図るとともに計画の事業量に見合う財政措置を当面講じられたい。

併せて早急に、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家を公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律において教職員定数として算定し、国庫負担の対象とされたい。

(11) 不登校に関する施策の充実

不登校児童生徒に、より一層きめ細かな支援を行うため、いじめ対策・不登校支援等総合推進事業など、不登校に関する施策の充実を図られたい。特に、不登校児童生徒への支援の中核として重要な役割を果たしている教育支援センターの運営に関わる事業費について財政措置を講じるとともに、専任教諭等の複数配置を図られたい。

また、学びの多様化学校や、義務教育修了者でも、不登校等